平成２５年（フ）第６６３号
京都市南区唐橋大宮尻町５番地８
破産者　近澤　宏重
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８７号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島305号棟106号室、住民票上の住所京都市伏見区向島上林町１番地の68
破産者　松元　千春
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市連島町連島1883番地１　平山マンション101号
破産者　青木　栄治
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
山口県下関市清末西町２丁目11番70号、前住所山口県下関市王司神田２丁目13番28号
破産者　M&AことＬｏｖｅｒｓ　ＡｇａｉｎことＤｉｓｔａｎｃｅことＥｔｅｒｎａｌこと　秋山　恒磁
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
高知県香南市香我美町山北890番地１
破産者　大崎　修司
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７９号
長崎県長崎市目覚町24番16号　松木アパート
破産者　立石美矢浩
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
長崎県長崎市金堀町40番19号、開始決定時の住所長崎県長崎市戸町１丁目５番２―1201号
破産者　三浦　正彦
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
長崎県大村市玖島１丁目58番地10、前住所長崎県大村市西三城町298番地
破産者　中村　裕子
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
大分市山津町２丁目６番33号
破産者　松田　英二
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第５５４８号
埼玉県南埼玉郡宮代町姫宮47
破産者　並木　貞幸
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０１５号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2716―14
破産者　村上紳之介
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２４７号
東京都文京区千石１丁目19―２―404、開始決定時の住所東京都文京区千石４―６―24
破産者　阪口　領一
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７９号
東京都八王子市別所１丁目38―３―604
破産者　メディアボックスこと　吉田　一郎
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３０号
東京都練馬区立野町16―19―203
破産者　武　　恒宏
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１５号
東京都新宿区富久町16番15号
破産者　株式会社エックスオー
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３３号
東京都江戸川区谷河内２丁目５番７号相栄ビル202
破産者　佐藤　　匡
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８７４号
東京都新宿区四谷２丁目８番地　コーポクローバ瀬尾903号
破産者　フル・メディア株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６５９号
神奈川県横浜市鶴見区梶山２丁目34番31号、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区梶山２丁目６―41
破産者　三原　　豊
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８２７号
埼玉県草加市弁天４丁目８―37―208、開始決定時の住所東京都荒川区南千住７―24―24―116
破産者　宮田　　稔
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部